

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月24日から24年4月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私が所持している厚生年金保険被保険者証には、「資格取得年月日」欄に、当初、昭和22年9月24日と記載されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の職員により24年4月1日と書き換えられたことに納得できない。

申立期間は、米陸軍A基地内の進駐軍の施設で労務者として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国の所管局がB県から引継ぎを受けて保管する「労務者名簿」によれば、具体的な基地名は特定できないものの、申立人が、申立期間において、進駐軍の施設で労務者として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生省（当時）所管局長通知により、進駐軍の施設に勤務する日本人従業員に厚生年金保険制度が適用されることになったのは、昭和24年4月1日からである上、適用事業所名簿によれば、申立人の労務管理を行っていたC事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、同年4月1日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、自身が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されていた書換え前の被保険者資格の取得日を根拠として申し立てているが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、前述の被保険者証に記載された申立人

の被保険者記号番号は、昭和 24 年 4 月 1 日付けで、払い出されており、申立人の前後の被保険者記号番号も連番で C 事務所において同日付けで払い出されていることが確認できる。

さらに、国の所管局が保管する C 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している旨の記録が確認でき、当該記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致している。

加えて、米陸軍 A 基地内において、日本人従業員の給与計算等の事務を行っていたとする複数の者が、「昭和 24 年 4 月 1 日付けで、米陸軍 A 基地に勤務する日本人従業員全員を厚生年金保険に加入させたが、それ以前は社会保険の適用は無く、給与から社会保険料を控除していなかった。」と供述している上、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚が所持している米陸軍 A 基地で交付された身分証明書には、同人が昭和 22 年 9 月 25 日から雇用されている旨が記載されているものの、C 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日の 24 年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月3日から同年12月2日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。  
雇用保険の被保険者記録から、申立期間はA市B局において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA市が保管する昭和56年度臨時的任用職員名簿から判断すると、申立人が、申立期間において、同市の臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A市及び同市B局C部が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、それぞれ平成4年4月1日及び3年4月1日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険法第12条では、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としなない旨規定されているところ、前述の臨時的任用職員名簿において、申立人に係る任用期間は、「8月3日から10月2日まで」、「10月3日から12月2日まで」と記載されており、申立人は申立期間において、2か月以内の任用期間を定めて繰り返し任用されていた者であったことが確認できる上、A市は、「申立期間当時、臨時的任用職員は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。